

国自貨第 113 号
令和 4 年 12 月 23 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長
關 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 業 務 監 査 指 導 部 長 } 殿
沖 繩 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 }

自動車局貨物課長
(公 印 省 略)

自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱いについて

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）により、令和5年1月4日から交付される自動車検査証が電子化される。

これに伴い、以下の通達における添付書類等にて「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替えることとした。このため、令和5年1月4日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

記

- 以下の通達について読み替える。
 - 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱いについて（平成 15 年国自貨第 80 号）
 - 年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について（平成 15 年国自貨第 91 号）
 - 車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて（平成 25 年国自貨第 91 号）
1. に掲げるもの以外の自動車局貨物課長通達における添付書類等についても、「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替える。